

源泉徴収票及び確定申告書を確認しましょう！

1月に源泉徴収票が発行され、2月からは確定申告の受付が始まります。共同扶養者との収入逆転や被扶養者の収入超過等が多く発生する時期となりますので、それぞれの収入額を確認し、被扶養者の認定又は取消の手の続の必要が生じた場合は、速やかに関係書類を提出してください。

共同扶養者の収入比較

【福利厚生事務の手引 § 7-007～009、013 参照】

共同扶養者がいる場合、原則として、年間収入額の多い人の被扶養者になります。

そのため、共同扶養者間で、必ず源泉徴収票又は確定申告書の控えを確認し、収入額が逆転している場合は、速やかに認定又は取消の手の続を行ってください（組合員が育児休業等の期間中である場合は除きます。）。

○共同扶養者の例

被扶養者が子の場合 ⇒ 組合員、組合員の配偶者

被扶養者が母の場合 ⇒ 組合員、父、兄弟姉妹など

○確認書類及び事実発生日

収入の種類	確認書類	事実発生日
給与収入のみ	源泉徴収票	2月1日
その他の収入のみ	確定申告書一式の控え	確定申告をした日
給与収入＋その他の収入		※ 確定申告をした日が確認できない場合は、 確定申告受付期間の初日

注意！ 扶養手当又はそれに相当する手当が組合員以外の共同扶養者に支給されているときは、共同扶養者への被扶養者の認定替えになります。収入逆転となり、扶養手当の認定替えを行った際は、併せて、共済組合の手の続を行ってください（組合員が育児休業・産前産後休業の期間中である場合は除く。）。

被扶養者の収入確認

【福利厚生事務の手引 § 7-004～007、013～016 参照】

被扶養者に事業収入や農業収入等がある場合、確定申告で総収入額から必要経費を控除して、収入額を算定しますが、共済組合が認める必要経費は、所得税法上認められる必要経費とは異なり、次の表のとおりになります。

確定申告後は、必ず収入額が収入限度額未満かどうかを確認し、収入限度額以上となった場合は、速やかに被扶養者の取消の手の続を行ってください。

○被扶養者の取消日：確定申告をした日

○被扶養者認定収入限度額：年額 130 万円（障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は 60 歳以上の者は年額 180 万円）

○事業収入等の必要経費

必要経費として認められるもの	必要経費として認められないもの
地代・家賃、荷造運賃、光熱水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、給料・賃金、外注工費、減価償却費、雑費、専従者給与等	公租・公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、福利厚生費、貸倒金、火災保険料、借入金の支払利子、手形を割り引いたときの割引料、各種引当金・準備金等